

外郭団体見直し基本方針

平成19年8月

茅ヶ崎市

目 次

1 基本方針策定の目的	1
2 対象とする外郭団体	2
3 見直しの視点	2
4 見直しの方向	3
5 外郭団体の改革方針	4
6 改革の推進体制	6
7 改革へのスケジュール	7
基本方針の用語解説	8

1 基本方針策定の目的

これまで、市は、その時代における社会情勢を踏まえ、新たな政策展開や重点課題を実現するために、市が直接事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率的・効果的である等の理由から外郭団体（出資及び財政支援等団体）を設置してきた。

外郭団体は、これまでも機動性、効率性の観点から行政ではカバーしきれない分野において、市と連携をしながら行政サービスを補完・支援する役割を担うだけでなく、社会福祉事業や文化振興の推進、高齢者の就業機会の創出、公共施設の維持管理など、様々な分野での専門性の確保やノウハウの蓄積に努め、行政サービスの充実・拡充の役割を果たしてきた。

しかし、社会情勢の変化等により、外郭団体の設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースが出てきている。また、指定管理者制度の創設や市場化テスト法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）の施行など、行政の様々な分野で民間開放が進展することに伴い、民間事業者、NPO法人などの公共サービスの担い手が成長しており、外郭団体による事業実施の必然性が薄れているケースも出てきている。

行政目的を最も効率的・効果的に達成できるのは、どの事業主体なのかという視点から、外郭団体、民間事業者、NPO法人、又は市直営などの多様な主体から事業主体を選択していくことが迫られてきている。

また、新たな公益法人制度改革関連3法案が平成20年度中に施行されることから、外郭団体は公益に果たす自らの役割及び存在意義を再認識し、効率的・効果的な公共サービスの提供に努めるよう、一層の改革に取り組むことが求められている。

このことから、本基本方針は、本市の外郭団体の存続・廃止等の方向性を明確にするとともに、存続する外郭団体の自立に向け、より一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組の内容を示している。また、市としての外郭団体への関与のあり方についても明らかにするものである。

2 対象とする外郭団体

本基本方針において見直しの対象とする「外郭団体」は、市が100%出資している、次の3団体を対象とする。

団体名	出資額(円)
財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社	800万
財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団	30,000万
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団	300万

※なお、財政支援等をしているその他の外郭団体については、今後の在り方等について別途検討を行う予定であるため、今回の対象からは除外する。

3 見直しの視点

(1) 必要性

社会情勢の変化に伴い、設立当初の事業目的が既に達成されている又は市民ニーズの変化により事業実施の必要性が低下している場合がある。改めて設立時の目的や背景など、外郭団体の必要性や役割の再検討、事業の見直しを検証する。

(2) 効率性

外郭団体は、これまでも最少の経費で最大の効果をあげるよう努力してきた。しかし、指定管理者制度の導入などの要因から、市民の視点で良質のサービスを効率的かつ継続的に提供できる主体であるか検証する。

(3) 自立性

外郭団体は市とは独立したものであり、自己責任に基づく経営が基本原則であることを踏まえ、外郭団体が自主的に経営改善等に取り組んでいるか検証する。

4 見直しの方向

(1) 外郭団体の統廃合

外郭団体の設立当初の事業目的が達成されたものや、設立の意義が薄れているもの、又は他の公共サービス供給主体（民間事業者、NPO法人等）により、公共サービスが十分に供給されている事業を主な事業としている外郭団体については廃止を検討する。また、事業目的が類似していたり、統合により組織体制の簡素化、合理化、事業の統廃合等が期待できる外郭団体は統合を検討する。

(2) 事業のあり方

外郭団体の設立目的に立ち返り、現在、実施している事業の必要性の検証を行うとともに、市と外郭団体の役割分担を明確にする。また、専門性等の観点から外郭団体が担うメリットが少ない場合には、効率的に質の高い公共サービスを提供できる別の主体を検討する。

(3) 公的支援のあり方

外郭団体の自立性を高めるため、現在、市が実施している人的・財政的支援等の見直しを検討する。

① 人的支援の見直し

これまで、外郭団体からの要請に基づき、経営支援の観点から行ってきた指定職員（市退職者）の事務局長等のポストへの配置については、固有職員（外郭団体が独自に採用した職員）が能力をより発揮でき、自立性と責任をもって業務を行える環境を整えるために、廃止を検討する。

② 財政的支援の見直し

市の財政支出について、外郭団体の運営費に対する補助（補助金）、自主事業に対する補助（補助金）、事業委託（委託料）の区分を明確にするとともに、経費の見直しを検討する。

5 外郭団体の改革方針

外郭団体を取り巻く社会情勢の変化の中で、外郭団体の存在意義や設立目的の達成状況、事業実績、主要な事業の将来性、市の施策との整合性等を踏まえ、市として期待する外郭団体の役割や改善の方針を次のとおりとする。

なお、市は外郭団体に対し、この改革方針に基づいた新たな改善計画を策定し、更なる内部組織の簡素・効率化や適切な経営体制の確立、人事管理・給与制度の適正化、団体運営の更なる透明性の確保などについて、明確化するよう指導する。

外郭団体名	改革の方針
財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社	<p>(財)茅ヶ崎市都市施設公社（以下「公社」という。）については、市が設置する諸施設の管理運営に当たって、財政的見地とあわせて高齢化対策も考慮したうえで、経費の効率化を図り、市民サービスの向上と福祉の増進に寄与することを目的に昭和57年に設立した。現在まで高齢者雇用を中心に駐車場やスポーツ施設等の管理運営を主体とする事業展開を行い、積極的に高齢者雇用施策を推進してきた。</p> <p>しかし、指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理運営業務においては民間事業者の参入の優位性が高く、公社の存在意義が問われるところである。</p> <p>一方で、市民と行政が協働するまちづくりを目指す本市としては、急速に進展する高齢化社会への対応は勿論のこと、新たな公共サービスの担い手として、NPO法人をはじめとした市民活動団体や公益的活動への参加に意欲を持った市民の雇用・活動の場を提供する必要がある。</p> <p>今後、市の施策との整合等を踏まえ、これらの潜在的な労働力の新たな受け皿と成り得る類似団体との統廃合(施策を類似団体に引き継ぐ等)や市民活動団体の活用を検討する。</p>

外郭団体名	改革の方針
<p>財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団</p>	<p>(財)茅ヶ崎市文化振興財団(以下「財団」という。)については、茅ヶ崎市における文化の向上及び振興を図る事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かな地域文化の形成と発展に寄与することを目的に平成8年に設立され、市民文化会館、美術館の施設管理や文化芸術の振興に大きな役割を担ってきた。</p> <p>本市では、現在、複数課にまたがって事業を実施している文化・芸術事業や生涯学習事業等の洗い出しを行い、文化行政の整理統合を検討している。その中で、市と財団の役割を明確にし、財団にできる事業は積極的に財団に担わせることとする。</p> <p>今後も積極的な事業の拡大を図り、幅広い文化事業を展開するとともに、市民の多様な文化創造活動や交流活動を支援し、豊かな地域文化の形成に寄与する。</p>
<p>社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団</p>	<p>(社福)茅ヶ崎市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)については、市と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成5年に設立された。</p> <p>つつじ学園をはじめとする4つの障害者福祉施設を管理運営し、処遇困難なケースを積極的に受け入れ、障害者に対する適切な処遇により当事者やその保護者と職員との信頼関係が確保されるなど、事業団の存在意義が認知されている。</p> <p>今後は、障害者自立支援法に適切に対応するとともに、利用者の信頼や利便性を損なうことなく、社会福祉事業の充実を図り、一層の地域福祉の向上に寄与するものとする。</p> <p>なお、長期的な視点で、設立目的や業務内容など、類似団体や事業領域に関連性がある団体との統廃合も視野に入れて検討する。</p>

6 改革の推進体制

(1) 集中改革期間の設定

本基本方針に掲げる改革の具体的な取組については、平成20年度から平成23年度までの4ヶ年を集中改革期間に設定する。

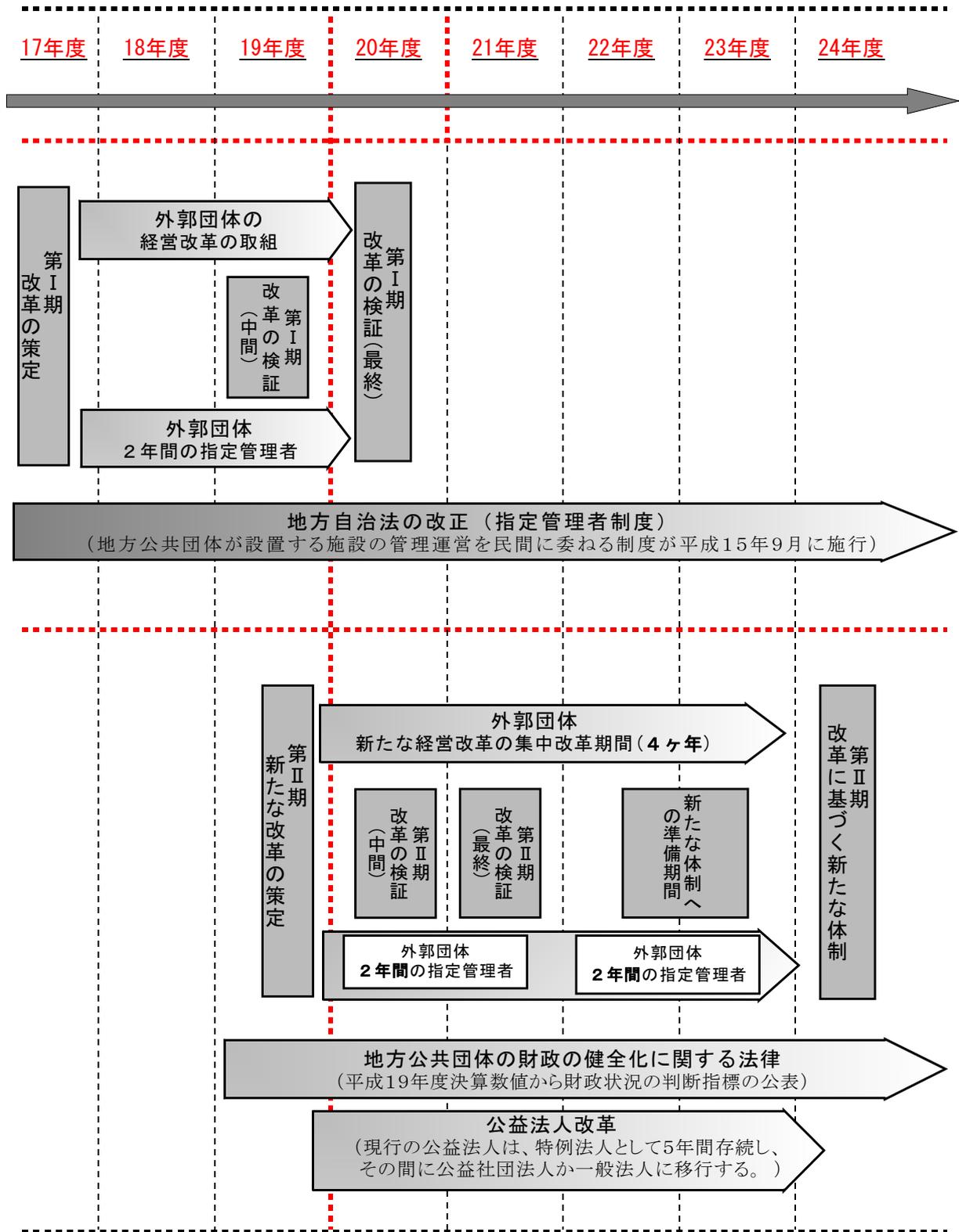
なお、集中改革期間の設定については、外郭団体の新たな改善計画に基づく取組や、新たな公益法人制度の導入による一般法人または公益法人への移行手続等に要する準備期間を考慮した。

(2) 進行管理

本基本方針に基づく改革の具体的な取組事項の進行管理については、茅ヶ崎市行政改革推進本部において行うものとする。

なお、外郭団体の所管課は、本基本方針に基づく改革に向けて、外郭団体と定期的に協議・意見交換等を行うなど積極的に関与するものとする。

7 改革へのスケジュール



基本方針の用語解説

※外郭団体

茅ヶ崎市が出資している団体及び財政的支援を行っている7団体とする。

(1) 出資(100%)法人

(財)茅ヶ崎市都市施設公社、(財)茅ヶ崎市文化振興財団、(社福)茅ヶ崎市社会福祉事業団

(2) 財政的支援をしている法人

(社団)茅ヶ崎市シルバー人材センター、(社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会、茅ヶ崎市土地開発公社、(財)茅ヶ崎市学校建設公社

※指定管理者制度

公の施設の管理を受託することができるのは、①地方公共団体が出資法人(50%以上の出資している法人)、②一部事務組合など資格要件のある公法人、③社会福祉協議会、自治会などの公的法人等に限られていたが、平成15年9月の地方自治法の改正により、①～③以外に株式会社を含めた民間事業者にも管理を行わせることができることとされた。

※市場化テスト

「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化(経費・人員の節減)、民間のビジネスチャンスの拡大の効果が期待される。

※新たな公益法人制度

現在、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督は、主務官庁の裁量により行っているが、新たな制度では、公益法人としての認定及びこれらに対する監督は、民間有識者により構成された委員会の意見に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うこととなる。

*公益法人制度改革関連3法とは、以下の3つの法律から構成される。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。一般社団・財団法人法)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。公益法人認定法)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号。関係法律整備法)

現行の公益法人については、法の経過措置により、新法施行の日から5年間に限り、特例民法法人として従前のおり存続するが、この間に新法に適合するよう外郭団体の寄附行為や定款等の見直しなど所要の準備を行い、民間有識者による委員会の審査を受け、新制度の一般社団・財団法人または公益社団・財団法人へ移行する必要がある。

外郭団体見直し基本方針

平成19年（2007年）8月発行 ○○○部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課地方分権担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp